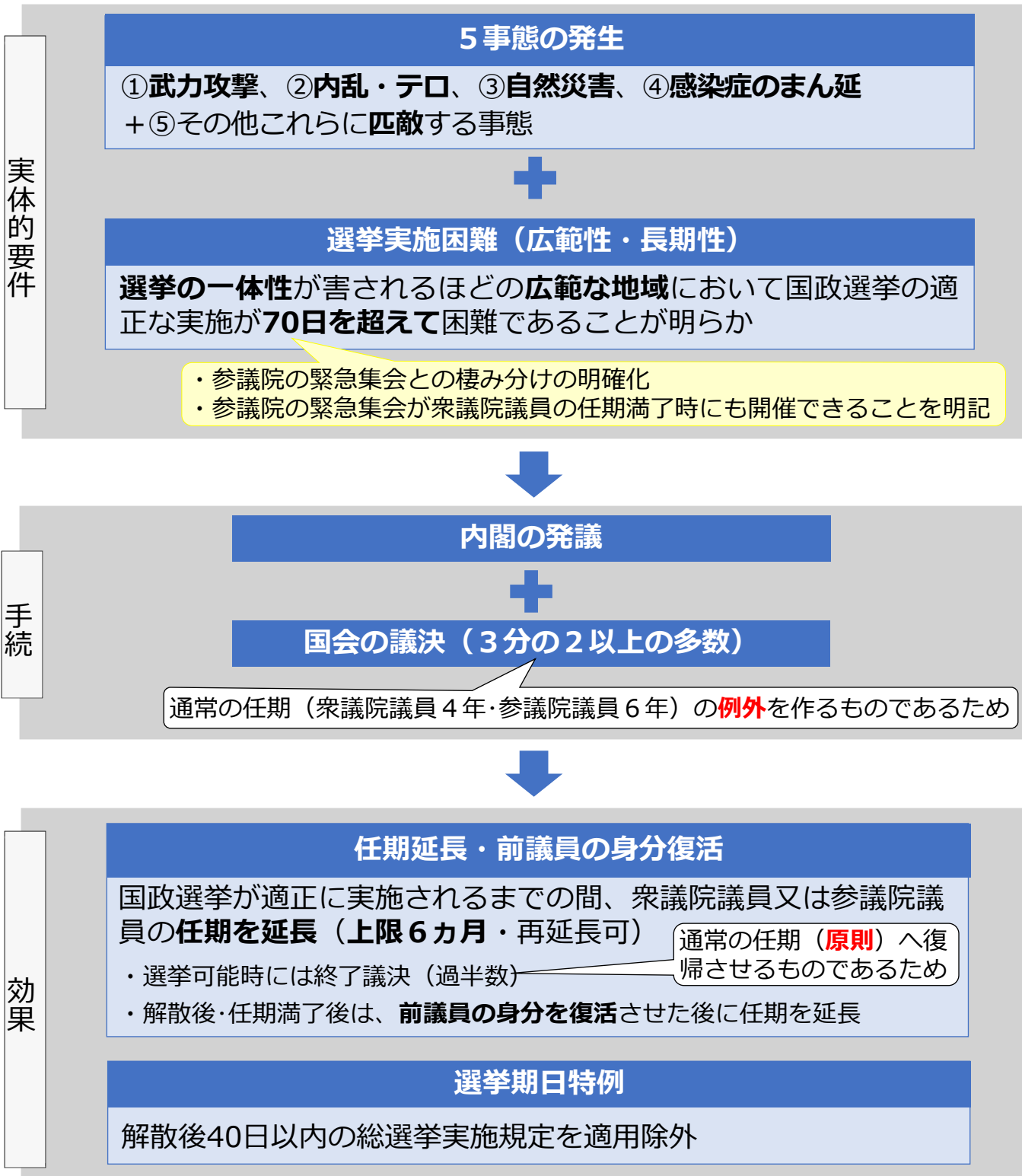


# 緊急事態条項（国会議員の任期延長）概要

いかなる緊急事態においても国会機能を維持し、権力を統制・分立することが重要であることに鑑み、繰延投票や参議院の緊急集会では対応できないような広範かつ長期にわたる緊急事態に備えて、議員任期の延長等に関する規定を創設する。



- ・憲法裁判所の関与の必要性のほか、議員任期延長以外の**国会機能維持のための措置**や、絶対に制限してはならない**人権に係る規定等**の条文案については、今国会（令和5年常会）中に成案を得ることを目指す。
- ・国会機能が維持できない場合に備えた**緊急政令及び緊急財政処分**に係る規定についても、論点を整理し、条文案の作成に向けて、引き続き、検討を進める。